

細胞培養委託契約書

受託者：ソラリアクリニック東京（以下甲と称す）

委託者：アールイークリニック銀座（以下乙と称す）

第1条（目的）

乙は、自身の医療機関において再生医療等を行うにあたり脂肪由来幹細胞培養を甲に委託することを目的とする。

第2条（委託期間、時期及び件数）

委託期間、時期、件数については、甲のCPCの使用状況に応じて甲乙協議のうえ決定する。

第3条（委託方法）

細胞培養依頼書（別紙）に、甲が必要とする感染血液検査結果および必要細胞量等を明示して委託する。

第4条（委託に関する詳細）

- (ア) 細胞培養期間は、1件につき1クールとする。
- (イ) 甲は、感染血液検査の結果、甲のCPCでの培養不適と判断した場合は、乙にその旨を連絡する。
- (ウ) 細胞採取及び採血は、乙の責任において行われ、乙の医師または代理人において直接甲まで届け、受領書にて受託するものとする。
- (エ) 培養終了後の引き渡しは、乙の医師または代理人が、甲において、直接正常培養であることを確認した上で受領書に受託するものとする。
- (オ) コンタミネーション等培養が不成功に終わった場合、その原因が乙における細胞採取時および血液採取時、あるいは運搬時なのか、甲における培養過程なのかの判断は難しい為、甲はその責任を負わない。

第5条（委託料金）

委託料金については別途協議のうえ定める。

第6条（付則）

- (ア) 本契約書に記載がない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。
- (イ) 以上の契約の証として本書を2通作成し甲乙名押印の上、各1通これを保有する。

2024年10月01日

甲 東京都中央区銀座 1-5-8 GINZA WILLOW AVENUEBLDG. 5階
ソラリアクリニック東京管理者 古賀祥嗣

乙 東京都中央区銀座 1-5-8 GINZA WILLOW AVENUEBLDG. 8階
アールイークリニック銀座管理者 鈴木健一郎